



Title	モンゴルの最高裁判所に対する上告事由である「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的重要性を持つ」という概念に関する考察：日本法を比較の素材として
Author(s)	バトルガ, ドゥルグーン
Citation	阪大法学. 2024, 74(3-4), p. 507-525
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/99486">https://doi.org/10.18910/99486</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# モンゴルの最高裁判所に対する上告 事由である「法学における新しい概念 若しくは法令解釈の統一化において基本的 重要性を持つ」という概念に関する考察

——日本法を比較の素材として——

バトルガ ドゥルグーン

## はじめに

モンゴル国憲法第4章には司法制度について定められており、モンゴルの裁判所は、最高裁判所、アイマク裁判所、首都裁判所、村裁判所、村際裁判所から構成され、別途、刑事・民事・行政にかかる専門裁判所の設置が可能とされている。そして、モンゴルでは、三審制度が採用されており、すなわち、第一審である村裁判所と村際裁判所の判決に不服がある場合、アイマク裁判所、首都裁判所に控訴し、アイマク裁判所、首都裁判所の判決に不服がある場合は、最高裁判所（以下、「最高裁」という）に対して上告するという仕組みが採られている。

モンゴル国憲法50条1項2号によると最高裁は、下級裁判所の判決を審理する権限をもっており、詳細な権限について特別法において定められている。その特別法としての裁判所に関する法律は、1993年に初めて定められ、その後2002年、2012年、2021年に全面改正された。1993年、2002年、2012年の法律によると、最高裁に対する上告について基準が設けられておらず、下級裁判所の判決に不服があれば最高裁に対して上告し、最高裁も上告を受理し、審理しな

ければならなかったのである。そして、2021年の全面改正では、最高裁の権限を「法令解釈の統一性を確保する」という目的のもとで設けたことにより、最高裁の審理事件の範囲が絞られた。しかし、憲法裁判所は、このような規定が憲法上保障されている「裁判所に訴えを提起する権利」に違反していると決定した。憲法裁判所の決定を受けて、2021年の裁判所に関する法律における最高裁の権限に関する事項が2023年6月に改正されたのである。その改正によって、最高裁は、「法学の新しい概念若しくは法令解釈に関する重要な事項を含む」上告を受理することとなった。

しかし、「法学の新しい概念若しくは法令解釈に関する重要な事項を含む」という概念は、モンゴルの学説・判例上において新しい概念であり、いかなる内容を意味するのかが、まだ不明である。そのため、本稿では、「法学の新しい概念若しくは法令解釈に関する重要な事項を含む」という概念について考察を行うこととする。

## 1. モンゴルにおける裁判所に関する法律の2023年6月の改正に至るまでの経緯

### 1.1. 2021年の裁判所に関する法律における最高裁の権限

上述した通り、裁判所に関する法律は、1993年に定められ、その後2002年、2012年、2021年に全面改正された。1993年、<sup>(1)</sup> 2002年、<sup>(2)</sup> 2012年の法律によると、最高裁は、当事者又は検察長官による上訴を一定の基準なしで受理し、審理していた。しかし、このような状況の下でいくつかの問題が取り上げられた。

第一の背景としては、最高裁の判決の質に関する疑惑について議論された。当時の統計をみると、最高裁は、2020年に3139件の上告を受理し、そのうち、<sup>(4)</sup> 1968件を審理した。その際、刑事部門の一人の裁判官に178件、民事部門の一人の裁判官に199件、行政部門の一人の裁判官に95件が割り当てられていた。<sup>(5)</sup> このように統計からみると、一人の裁判官に割り当てられる件数が非常に多く、<sup>(6)</sup> 上告の内容を実質的に審理することが困難な状況であった。

第二の背景として、司法制度において法令解釈の統一性が問題視されていた。事件ごとの事実は異なるが、似ている事実について法律事項を統一的に解釈す

モンゴルの最高裁判所に対する上告事由である「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的重要性を持つ」という概念に関する考察べきである。<sup>(7)</sup> モンゴル国憲法14条1項の「何人も法の下に一個の個人として扱われる」とあるのは、同じ概要の事実について、法律事項が統一的に解釈されるという意味を含んでいる。

世界の国々において、法令解釈の統一性を確保する効率的な方法として制度化されているのは、最高裁に対する上告の制限である。EUの最高裁の裁判官長のネットワークの会員のうち25ヶ国の裁判官に聞いたところ、最高裁は、法学発展のために、「public function」すなわち上告に関して一定の基準を設けることを通じて最高裁としての役割を果たしている。<sup>(8)</sup> ここでいう最高裁の「public function」とは、法令解釈の統一性を確保し、法学の発展という目的の実現のための機能をいい、他方、最高裁の当事者に向けた「private function」<sup>(9)</sup>もある。最高裁は、上告のうち、当該裁判所の目的や役割を果たすのに適切とみなされる上告を受理し、法令解釈の統一性・安定性を確保するために、上告に一定の基準を設けることが世界的に意義のある制度とされている。<sup>(10)</sup>

こうしたモンゴルの背景と世界の国々における動きや学説等を受けて2021年に裁判所に関する法律は、全面改正された。2021年の全面改正では、最高裁の権限を「法令解釈の統一性を確保する」という目的のもとで設けたことにより、最高裁の審理事件の範囲が絞られた。同法25条7項5号では、最高裁は、法令解釈の統一性を確保するために、高等裁判所の判決を以下の事由がある場合において審理する。

25条7項5号 a. 第一审と高等裁判所の法令解釈の違反を是正する場合

25条7項5号 6. 最高裁の法令解釈に違反して法律条文を解釈した場合

25条7項5号 b. 判決に影響を及ぼす重大な裁判審理手続の違反があった場合

同法が制定された当時は、最高裁の権限を法令解釈の統一性を確保するという目的のもとで上記三つの上告事由に限定したのである。

最高裁は、2018年から2020年の間毎年およそ2210から3180の事件を審理して<sup>(11)</sup>いた。裁判所法が施行された2021年3月1日から2022年3月1日までの一年間において最高裁の行政法廷に対して全435の上告があり、そのうち、49の上告のみを受理し、審理を行った。このことは、前年比でいえば約85パーセント低下している。<sup>(12)</sup>

## 1.2. 裁判所に関する法律の2023年の改正

上述した通り、2021年の裁判所に関する法律では、最高裁に対する上告に一定の制限が設けられた。しかし、一部の法律家は、最高裁に対する上告に基準を設けたことは、憲法上保障されている上訴権に違反したという不服を憲法裁判所に提出した。モンゴル国憲法16条14項では、「モンゴル国の法律または国際条約に記された権利または事由が侵害されていると人が考えた場合、その権利を守るべく裁判所に訴えを行う権利、他人に不法に生ぜしめられた被害の賠償を求める権利、自己、自己の家族又は両親及び子供に不利な証言をしない権利、防御の権利、法律援助を受ける権利、証拠を調べる権利、公正な裁判を受ける権利、自らの出廷元で裁判を受ける権利、刑の減免を求めて上訴を行う権利を行使することができる。自己に不利な証言を強制することは禁じられる。何人も、法の適正な手続により、裁判所で有罪が立証されるまでは無罪の推定を受ける。有罪の宣告を受けたものに課される刑罰が、家族や親戚にまで適用されてはならない。」とされており、「上訴権」が保障されている。

憲法裁判所の2023年5月3日の02号判決により、裁判所に関する法律の25条7項5号aと6が憲法違反があるということで2023年12月15日から執行停止とされた。<sup>(13)</sup> ツォグト裁判官によれば、憲法裁判所の決定の趣旨は、最高裁に対する上告事由の基準設定が憲法違反であると判断しておらず、設けられている上告事由が狭いため、その範囲を広げる必要があるという内容であったという。<sup>(14)</sup> このような状況があったため、2023年6月16日に裁判所に関する法律第25条に新しい号が新設された。すなわち、新設された同法25条7項5号rにより最高裁は、「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化に一般的な意義のある」ような上告を受理することとなった。2023年6月16日の改正に関する国会法務審議会での応答の時の記録によると、新設された条文の趣旨は最高裁の上告事由の範囲を拡大するものであった。<sup>(15)</sup>

同法において新しく設けられた「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的な重要性を持つ」という上告事由の内容を見ていくことにしたい。

## 2. 「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的重要性を持つ」という概念についてモンゴルの最高裁判所の見解

ここでモンゴルの最高裁は、「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的な重要性を持つ」という概念をいかなる意味で理解しているのかを明らかにするために、裁判所に関する法律の2023年6月16日改正以降に、最高裁が「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的な重要性を持つ」という事由で受理した三つの事例を紹介する。

### 2.1. 原告人Xの汚職防止局長に対する行政事件（最高裁2023年10月16日0068号決定）<sup>(16)</sup>

#### 事実の概要

原告人であるXは、2022年8月31日に汚職防止局を定年退職し、それに伴い汚職防止局長から原告人の給与36カ月分に相当する7,600万9,428トゥグルグの1回限りの補助金が原告人に与えられた。原告人は、「……国会の決議によって承認された268万7,202トゥグルグの給与を受け取っていた。汚職防止法の30条4項と8項及び政府の「公務員への退職一時金の支給に関する規則」の4条4項によると国会で承認され、受け取っている給与である2,68万7,202トゥグルグの36カ月に相当する金額である9,673万9,272トゥグルグの補助金を受け取るべきだった。しかし、汚職防止局は、補助金の計算にあたり過去3年間の平均給与で計算し、その差額2,072万9,844トゥグルグを過少支払いしたと争った。

#### 決定の要旨

汚職防止法30条4項によると「汚職防止局で少なくとも10年間勤務した職員に定年退職に伴う補助金が与えられる場合、その職員には、給与の最大36か月分に相当する補助金が与えられる」と定められている。汚職防止法30条4項の「給与（цалин）」の概念は、公務員法60条1項の「基本給（үндсэн цалин）」と同義である。公務員法4条4項では、「公務員の労働関係に関するこの法律に規定されていないその他の事項は、労働法およびその他の法律で規定される

ものとする」と定められており、労働法101条1項によると「給与」とは、基本給と賞与をいい、割増賃金、休暇手当等から構成される。したがって、「給与」の概念には、基本給や手当等のいくつかの要素が含まれる。

原告人の役職の給与は、国会の決議により2023年1月から268万7,202トゥグルグに増額され、それ以前は、2019年10月から2022年1月までは191万9,430トゥグルグであった。しかし、原告人は「過去3年間の平均給与ではなく、最後の給与（268万7,202トゥグルグ）に36か月を乗じた額の給付金を受けるべきだ」と主張した。

しかし、過去3年間の役職の平均給与の計算について汚職防止法30条4項では、「……までの給与」とされており1-36ヶ月のどれを選ぶかが行政機関の裁量に委ねられている。公務員への退職一時金の支給に関する規則2条1項に基づき、基本給の過去3年間の平均を支給したため合計は7,600万9,428トゥグルグとなる。この金額の援助は被告から原告に対して提供されたものであるから、「違法な不作為はなかった」という被告人の説明と訴えは正当である。同規則2条2項では、「……前項に従って決定された平均基本給に公務員の総勤続年数に等しい月数を乗じたものに等しい1回限りの助成金」の次の文は、「……公務員に対する1回限りの助成金の最高額は、公務員の36か月間の平均基本給を超えない。」とされている。

## 2.2. 「A」社の公正取引委員会に対する行政事件（最高裁2023年10月30日0080号判決<sup>(17)</sup>）

### 事実の概要

被告人である公正取引委員会の職員が2023年2月10日の決定により原告人であるA社に対して「市場において有力な事業を行った」という理由で行政違反法10.7条9項に基づき罰金を科した。

A社は、行政機関からの許認可に基づきモンゴルの21州の地域（アイマク）でテレビ及びラジオのマルチチャンネル伝送のサービス（IPTV）を行っている。公正取引委員会の2017年5月12日付決議第05号では、ウランバートル市、ダルハンオール県、オルホン県において固定通信サービス市場における「有力

モンゴルの最高裁判所に対する上告事由である「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的重要性を持つ」という概念に関する考察

な事業者（давамгай байдалтай аж ахуйн нэгж）」として、2021年4月29日決議第04号では、ウランバートル市、ダルハンオール県、ゴブスンベル県、ウムノゴフ県、ドルノゴビ県において多チャンネルテレビ送信サービス市場における「有力な事業者」として認定された。

A社は、多チャンネルテレビ家庭用サービスの一部パッケージの基本料金をウランバートル市のアパートとゲル地区（モンゴルの伝統的なテント式住居）、ダルハン市、エルデネト市、地方地域（県地域）ごとに分類し、異なる価格を設定した。すなわち、公正取引委員会の職員の行った検査によると、同社は、ウランバートル市の全アパート、バガヌール地区とナライク地区のすべての市内アパートで同社の家庭用サービスの「Sプラス」パッケージを39,900トゥグルグで、同じパッケージをゲル地区で43,900トゥグルグで、ダルハンウールエレデネテ市のアパートとゲル地区で「XSプラス」パッケージを38,900トゥグルグで他の地方のアパートとゲル地区で同じく「XSプラス」パッケージを42,900トゥグルグで提供した行為は、有力な事業者として認定された会社がその市場において自らの有力な地位を違法に利用し、法律上禁止されている行為を行ったという理由で被告人である行政機関は同社に対して罰金を課した。

#### 決定要旨

競争法4条1項5号によると「支配活動（ноёлох үйл ажиллагаа）」とは、有力な地位を違法に利用し、他事業者の市場への参入を制限し、市場から締め出す目的をもって市場で販売されている商品の数、サイズ、価格を制限することによって競争を実質的に制限し、消費者が他の商品を選ばれないような状態に至らしめることをいうとされている。さらに同法7条1項3号では有力な事業者の支配的活動の禁止について規定されており、事業者に対して追加的な販売条件を要求すること、市場で同様の商品を異なる価格で販売すること、及びなんらかの理由なく販売を拒否することを禁止している。この禁止条項に違反した場合、行政違反法10.7条9項によれば、「合法的な独占事業者及び有力な事業者がそのような地位を違法に利用し、法律で禁止されている支配的な活動を行った場合、それにより生じた損害を賠償し、法人に対して当該商品の前年度

の売上の4パーセントに相当する罰金を課す。」と定められている。

ただし、地域の所在地に応じた実際の輸送費に基づく商品の価格の変更については、競争法7条7項3号に規定する禁止の対象とならないと規定されている。原告人は、多チャンネルテレビ家庭用サービスパッケージの料金設定が異なる理由について、「テレビ多チャンネルサービスは、アパートとゲル地区によって異なるコストがかかる。例えば、あるマンションの500世帯にサービスを提供する光ファイバーケーブルの長さは、マンションのエントランスと地下部分までに限定されるが、ゲル地区の500世帯にサービスを提供する光ファイバーケーブルの長さは、道路からすべてのヤードまで引かれるため5倍のコストがかかる。」からであると主張した。

最高裁は、収集された証拠によると原告人が「その有力な地位を違法に利用し、支配的な活動を行った」ことは立証されていないとした。これは、アパートとゲル地区トリプルマルチチャネル伝送サービスを提供するために異なるサイズと容量の光ファイバーケーブルの敷設、電柱のレンタル、第三者による機器の通常の運用及びシステムによる設置後のサービスが含まれるためインフラ整備や住宅地に応じてサービス価格が異なることは、競争法7条1項3号に規定されている「地域に応じた実輸送額」として理解される。このようにサービス提供の実際の費用に基づいて、有力な事業者が同じ種類のサービスに異なる価格を設定することが法律で禁止されている支配的な活動を行ったとされるのは、競争法の目的に適しておらず、原告人の権利と法律上の利益を侵害している。

さらに、第一審及び高等裁判所は、競争法7条1項3号を誤って解釈し、法律の目的と趣旨を、多チャンネルサービスの許可の条件を「地域(бүтэг)」に限定し、訴訟物を誤って特定し、ウランバートルのアパート地区とゲル地区を異なる地域とみることができないと解釈し、……インターネットを介して多チャンネルサービスを提供する場合、サービスの範囲は特定の地域に限定されない」などの不合理な解釈をしたとみなされ、第一審と高等裁判所の判決が取り消され、原告人の請求が認められた。

## 2.3. 「OT」社の税務庁の大納税者に対する行政事件（最高裁2023年10月23日 0074号決定）<sup>(18)</sup>

### 事実の概要

原告であるOT社は2020年4月16日付決定で確定された8億3,272万7,652トゥグルグについて「OT」社への返金拒否処分が違法であるとし、返金を求める内容の訴えを提起した。税務調査官は「OT」社の2013年から2019年の付加価値税の納税状況に部分的検査を行い、2019年10月19日時点で国の予算から回収される付加価値税残高が8億3,272万7,652トゥグルグであることを確認した。当該過払い税については、次期に支払う付加価値税を源泉徴収することが決定された。原告人である「OT」社は、当社の同意なしに過払い税を次回の納税から控除することを決定し、当社の権利を侵害した、さらに過払い税を還付または源泉徴収するかは納税者の権利であるにもかかわらず直接控除を課し、当社の権利を侵害したと争った。

### 決定の要旨

付加価値税法14条8項では、「この法律14条1項に基づいてその月に行われる控除額が、同じ期間に支払うべき税額よりも大きい場合、以下の行為をする」と定められ、14条8項1号では、「翌月、翌四半期及び翌年支払う税に振り替える」と定められており、この規定が本事件において優先的規律となる。なぜなら、一般税法49条4項では、「過払い税の還付に関する関係は、その種類（特別）の税法によって詳細に規制される場合がある」とされており、3条2項では、「…この法律の定めより違った規定が税務の関係の他の法律にある場合は、詳細な規定をおいている法律が優先的に適用される。」と規定されているため、本事件においては、付加価値税の過払い税を最初に個人または法人に還付しないで、源泉徴収するというように詳細な規定を置いている。立法者は、納税者による過払い税の国の予算からの還付を規制する際、税の種類ごとに異なる規制を置いている。例えば、個人と法人の過払い税を還付することを個人所得税法、企業所得税法に規定している。なお、付加価値税の過払い税については最初に納付という行為が行われない。

付加価値税法7条1項では「法律で特別な定めがない限り、以下の商品、仕

事、サービスに対して課税を課す」、7条1項1号では「モンゴル国の地域で販売されるすべての種類の商品、仕事、サービス」と規定されているが、本件原告人がマンションを販売しておらず、建設がまだ完了していないため、被告人が違法な処分を下したとみることができない。

付加価値税には、他人から購入した商品やサービスに対して支払った付加価値税を還付または控除するという原則がある。言い換えれば、事業者が事業を行うために、他人から売買した商品やサービスに対して支払った付加価値税を、自らの商品を他人に販売する際にそれらの買主の支払った付加価値税を控除する原則があるため最終的な販売が行われていない場合に、払い過ぎた税金を還付せずに次の税に移すことは、付加価値税の支払いの規制に適している。

しかし、高等裁判所によれば、「……一般税法49条1項の税務部門は、次の順序で納税者による過払い税を解決するものとする」、49条1項1号の「還付」は、過払い税をどのように解決するか順序を決めた規定というように法律規定の解釈方法を誤っており、「順序」という言葉の意味ではなく、税の種類、特徴、内容に照らして法律条文をシステム的に解釈すべきだったと判断した。

## 2.4. 若干の分析

以上、最高裁が「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化に一般的な意義を持つ」という事由で受理し、審理を行った三つの事例を見てきた。

	事例1	事例2	事例3
事実の概要	原告人が定年退職する際に汚職防止局長から平均給与の36カ月に相当する金額の補助金を与えたが、原告人は、平均給与ではなく最近3カ月の給与の平均額であるべきだったと争った。	有力な事業者として認定されていた原告人が、市場における支配的な活動を行ったという事由で公正取引委員会は罰金を課した。原告人は、その行為が支配的な活動ではなかったと争った。	原告人の過払いした付加価値税の過払い税を税務局は次期に源泉徴収したが、原告人は過払い税の還付を求めて争った。
決定の要旨	給与の定義には、基本給に加え賞与や手当も含まれる。定年退職した人に与える一回限りの補助金は、その職場の基本給ではなく手当等を含んだ給与から計算される。また、法律上、1カ月	有力な事業者に禁止されている支配的な活動には、原告人が地域におけるインフラ整備などの諸要素を配慮して商品価格を異なる価格で設定することは、含まれないと解釈した。	過払い税を国の予算から源泉徴収するには、税の種類によって異なる規定が設けられている。個人または法人の場合は、最初に源泉徴収されるが、付加価値税については還付が優先される

	から36カ月までの間の期間に相当する補助金を付与するものが、行政機関の裁量に委ねられていると解釈した。		というように付加価値税の趣旨について解釈した。
下級裁判所の判決		第一審と高等裁判所は、競争法 7 条 1 項 3 号を誤って解釈した。 第一審と高等裁判所の判決を取り消した。	高等裁判所は、言葉だけの意味で法律の条文を解釈すべきではなく、付加価値税の特徴や内容を含めて法律条文の体系的解釈方法をとるべきだった。 高等裁判所の判決が取り消され、第一審判決が確定した。

以上、紹介した三つの事例においては、最高裁は「有力な事業者に禁止されている支配的な活動」、「定年退職された人に 1 カ月から 36 カ月までの給与に相当する補助金を付与する」等といった法律の具体的な条文をいかに統一的に解釈すべきかに関する判決を下している。なお、事例 2 に関しては、法令解釈をするにあたり当該特別法の趣旨・目的に照らした解釈方法をとるべきだという趣旨の判決を下したのである。すなわち、モンゴルの裁判所に関する法律における「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的重要性を持つ」という概念は、法令解釈の統一化において一般的な意義をもつているもの若しくは法令解釈において先例となるようなものと考えられているようと思われる。

### 3. 日本における「法令解釈における重要な事項」という概念

前述した通り、世界の国々における最高裁は、法令解釈の統一化と特定の事件の救済という二つの目的の下で権限を有している。最高裁は、上告のうち、当該裁判所の目的や役割を果たすのに適切とみなされる上告を受理し、法令解釈の統一性・安定性を確保するために、上告に一定の基準を設けることが世界的に意義のある制度とされている。<sup>(19)</sup> このような制度を採用している国は、具体的な上告の基準を特定法上に置き、その基準を用いて限定的に上告を審理している。

例えば、ドイツ民事訴訟法546条は上告額と上告の許可について定めており、具体的には、高等裁判所は以下の二つの場合において上告を許可する。

- 法律問題が基本的重要性を有するとき。
- 判決が連邦通常裁判所又は最上級裁判所の連合部の裁判と相違し、かつ判決がこの相違に基づくとき。

ここでいう「基本的重要性」は、二つの意味をもつ。第一は、事件が個別事例を超えた一般的意義を持つことをいう。<sup>(20)</sup> すなわち、解釈を必要とする法律問題であって、且つ、同一の法律問題が不特定多数の事件についても考えられることが必要である。<sup>(21)</sup> 第二の意味においては、「基本的重要性」がある場合には、<sup>(22)</sup> 経済的重要性が認められる場合すなわち事件が社会利益に関する場合も含まれる。

では、以下で日本における議論についてみていくことにしたい。

### 3.1. 「法令解釈における重要な事項」という概念

日本国憲法76条1項に基づき、司法権は最高裁判所と法律に基づき設置された下級裁判所によって行使される。同国は、三審制を採用しており、すなわち、事件は、一般的には、地裁、高裁、最高裁の順に上訴される。<sup>(24)</sup> 最高裁判所は、以下の権限を有する。

- ① 上告及び訴訟法でとくに定める抗告についての一般裁判権
- ② 国家行為の合憲性審査権
- ③ 最高裁判所規則の制定権
- ④ 下級裁判所の裁判官指名権
- ⑤ 下級裁判所および裁判所職員を監督する司法行政監督権<sup>(25)</sup>

そして、民事訴訟法と刑事訴訟法では、最高裁に対する異なる上告の事由を設けている。民事訴訟法の311条1項において「上告は、高等裁判所が第二審又は第一審としてした終局判決に対しては最高裁判所に、地方裁判所が第二審としてした終局判決に対しては高等裁判所にすることができる。」と規定されている。上告の理由は、同法312条1項と2項及び318条において定められている。312条2項によると、以下の理由がある場合において、上告をすることができる。

- 一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。
- 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。

- 三 専属管轄に関する規定に違反したこと（第六条第一項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときを除く。）。
- 四 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授権を欠いたこと。
- 五 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。
- 六 判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。

そして、同法318条1項によると「上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。」とされている。

民事訴訟法は、1996年に改正されたが、改正前において最高裁は、憲法違反や裁判手続の重大な違反があった若しくは判決に影響を及ぼす法令違反があった場合などすべての上告を受理し、審理していた。しかし、下級裁判所の判決において認定された事実に対して上告することが増加した。<sup>(27)</sup>そのため、最高裁判所の判決の質の向上という目的の下で上告を受理するか否かは、最高裁の裁量に委ねられるべきとされた。<sup>(28)</sup>従って、最高裁は、民事訴訟法318条に定められているように法令解釈に関するすべての上告を受理せず、「重要な法律問題」に関する上告のみを受理し、審理する。

現在の多数説においては、「法令の解釈に関する重要な事項を含む」とは、その法律事項を解釈することは、争っているその事件の審理のみ必要ではなく、より一般的に影響を及ぼす意義がある場合をいい、最高裁がその法律事項を解釈することは法令解釈の統一性を確保するのに重要であることを意味する。<sup>(29)</sup>

### 3.2. 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律下の議論

もともとこのような概念は、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（以下、「特例法」という）においても規定されていたし、当時からいかに理解すべきかが議論されていた。当時の法務省民事局参事官室編の『一問一答新民事訴訟法』によれば、「法令の解釈に関する重要な事項」について、判例違反の場合のほか、①これまで最高裁判所の判断がない解釈問題について最高裁判所の判断を示すべき場合、②最高裁判所の従前の判断を変更すべき場合、③高等裁判所の誤った法令解釈を高等裁判所の判決として確定させることが適當ではない場合等がこれに当たるとされている。<sup>(31)</sup>

特例法に規定されていた「法令の解釈に関する重要な主張」の解釈についても、見解が分かれていた。小室教授と当時民事局事務官であった平賀氏の論争が有名である。小室説は、「法令の解釈に関する重要な主張」というのは、「法令解釈統一に関する重要な主張」すなわち「将来に向かって一般的に法律解釈の確定統一の上に必要と認められる事項」と解する。<sup>(32)</sup>

他方、平賀説は、最高裁判所の審判に値する重要事項を含む事件とは、法令解釈上の一般的な重要問題を含む事件はもちろんのこと、その事件の正しい解決のために重要な法律問題を含む事件もまたこれに該当するものと言わなくてはならないとする。また、彼は、「法令の解釈に関する重要な主張」を一般的な重要性をもつ事件と解することに対する批判として、「原判決において現実にはどんな法令違反があっても、むしろそれが学説や判例上確立していることならば、一層法律解釈上は重要ではない」ということになり、「原判決が違法であることが明瞭であればあるほど、それだけより簡単に上告が棄却されるという少なくとも常識的には非常に奇妙な結果を生ずることとなるであろう」とした。<sup>(33)</sup>

### 3.3. 個々の事件の救済

最高裁に対する上告制度は、基本的に二つの目的をもっている。第一には、法令の統一性を確保すること、第二に、個々の事件における権利保護である。なお、個々の事件の審理を通して法令解釈において重要な意義を果たす場合も

モンゴルの最高裁判所に対する上告事由である「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的重要性を持つ」という概念に関する考察ありうる。では、どのような個々の事件の救済を法令解釈上重要とみることができるのか。

当該問題についていくつかの学説が存在する。三宅省三氏の見解が否定説として有名である。すなわち、「『重要な』とは、上告人本人にとって重要であるばかりか、上告人が代表する同種の利害をもつ人々（クラス）にとっても重要であることが必要となろう」、「最高裁判所への上告は、一種の公益性を持ったもの、言い換えれば個人のみならず社会性を持つ利害に関わり、その権利擁護と解決のために上告するという制度となつた。」とされる。「同種の利害を持つ人々にとって重要であること」とは、多数の関係者が存する紛争の場合を意味するものではなく、当該訴訟が他の訴訟（現実に係属している必要はなく、係属の可能性が存在すれば十分であることは当然である）にとって例示的機能を持つことであろうと論じた。すなわち、三宅氏の見解によると、「重要な」というのは、特定の事件を審理することで、同種の利害関係者において影響を及ぼすものであるとされた。

### 3.4. 実務

実務においては、最高裁に対して出される上告の半分が受理されていない。<sup>(37)</sup> その内容からみると以下の場合において上告が法令解釈に関する重要な事項を含んでいても上告が受理されていない。

- ① 数人の原告人が同様の内容を請求したが、どちらか一人の原告人の請求についての上告の受理が拒否された場合、他の原告人の請求についても同じく上告が受理されない。
- ② 当該問題は理論的に重要な内容を含んでいるが、その内容をみると、最高裁は、当該問題に関連する最高裁の判決がすでに存在し、その時点において最高裁の判決を変更する必要がない場合。
- ③ 理論上、法令解釈の重要な問題を含んでいるが、問題の内容をみると最高裁は、当該問題について先例となる判決を下すことが適切ではない場合。<sup>(38)</sup>
- ④ 当該紛争は、重要性の低い紛争（trivial）であり、最高裁の先例となるのに相応しくない場合。

⑤ 紛争の内容は、重要性を持つが、今までに生じていない新しい種類の紛争であり、先例と学説等がなく、同種類の争いをいかに解決すればよいのかがまだわからない場合。

すなわち、当該上告が法令解釈における重要性をもっていたとしても、実務上、すべてが受理されているわけではない。

#### 4. 考察

モンゴルの裁判所に関する法律の2021年の全面改正では、最高裁の権限を「法令解釈の統一性を確保する」という目的のもとで設けたことにより、最高裁の審理事件の範囲が絞られた。しかし、憲法裁判所は、このような規定が憲法上保障されている「裁判所に訴えを提起する権利」に違反していると決定し、それを受け2021年の裁判所に関する法律における最高裁の権限に関する事項が2023年6月に改正されたのである。その改正の趣旨に基づき、最高裁は、「法学の新しい概念若しくは法令解釈に関する重要な事項を含む」上告を受理することとなった。なお、当該概念は、学問的・実務的にまだ研究されていない新しい概念であって、本稿は、当該概念を現在モンゴルの最高裁がどのように理解しているのかを明らかにし、日本法における議論を参考にしたうえで、自らの意見を述べることを目的とした。

モンゴルの最高裁が「法学の新しい概念若しくは法令解釈に関する重要な事項を含む」という事由で受理し、審理した三つの事例を本稿で検討した。当該三つの事例からみると、最高裁は「有力な事業者に禁止されている支配的な活動」、「定年退職された人に1カ月から36カ月までの給与に相当する補助金を付与する」等といった法律の具体的な条文をいかに統一的に解釈すべきかに関する判断を下している。なお、事例2に関しては、法令解釈をするにあたり当該特別法の趣旨・目的に応じた解釈方法をとるべきだという趣旨の判断を下したのである。すなわち、モンゴルの裁判所に関する法律における「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的重要性を持つ」という概念は、法令解釈の統一化において一般的な意義をもっているもの若しくは法令

モンゴルの最高裁判所に対する上告事由である「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的重要性を持つ」という概念に関する考察解釈において先例となるようなものと考えられているように思われる。なお、当該特定の紛争に関して意義を有するのではなく、同種の紛争があった場合にも適用される、言い換えれば「一般性」、「基本性」をもっている上告が審理されていると考えられる。

他方、日本では、最高裁判所の判決の質の向上という目的の下で上告を受理するか否かは、最高裁の裁量に委ねられるべきとされ、民事訴訟法が改正され、同法318条でいうに法令解釈に関するすべての上告を受理せず、「重要な法律問題」に関する上告のみを受理し、審理する。ここでいう「法令の解釈に関する重要な事項を含む」とは、その法律事項を解釈することは、争っているその事件の審理のみ必要ではなく、より一般的に影響を及ぼす意義がある場合をいい、最高裁がその法律事項を解釈することは法令解釈の統一性を確保するのに重要なことを意味する。「重要な」というのは、特定の事件を審理することで、同種の利害関係者において影響を及ぼすものであるという学説が有力であった。そのため、現在の実務においても、最高裁に対して出される上告の半分が受理されていない。

以上、みてきた法令解釈における重要な事項というのは、特定の事件に対する救済を超える一般的・基本的な重要性をもっているものを意味する。

- (1) 法律24条 6 項 1 号。
- (2) 法律15条 6 項 1 号。
- (3) 法律17条 1 項。
- (4) Улсын дээд шүүхийн 2020 оны ажлын тайлан, chrome-extension://efaidnbmnnibsrcajpcgkclefindmkaj/https://www.supremecourt.mn/media/files/20223/0\_1649293942.pdf 4 дэх тал.
- (5) Ц.Цогт, С.Цэрэндолгор, “Монгол Улсын шүүхийн үндсэн тогтолцоон дахь Улсын дээд шүүхийн хяналтын журмаар хэрэг хянан шийдвэрлэх чиг үүрэг: хууль хэрэглээний нэгдмэл байдлыг хангах нь”, Монголын төр, эрх зүй, 2023 он, №1, 39 дэх тал.
- (6) Ц.Цогт, С.Цэрэндолгор, “Монгол Улсын шүүхийн үндсэн тогтолцоон дахь Улсын дээд шүүхийн хяналтын журмаар хэрэг хянан шийдвэрлэх чиг үүрэг: хууль хэрэглээний нэгдмэл байдлыг хангах нь”, Монголын төр, эрх зүй, 2023 он, №1, 39

дэх тал.

(7) Ц.Цогт, С.Цэрэндолгор, “Монгол Улсын шүүхийн үндсэн тогтолцоон дахь Улсын дээд шүүхийн хяналтын журмаар хэрэг хянан шийдвэрлэх чиг үүрэг: хууль хэрэглээний нэгдмэл байдлыг хангах нь”, Монголын төр, эрх зүй, 2023 он, №1, 40 дэх тал.

(8) Rimvydas Norkus, The Filtering of Appeals to the Supreme Courts. Network of the Presidents of the Supreme Judicial Courts of the EU, 4.

(9) С.Цэрэндолгор “Хяналтын журмаар гомдол гаргах шалгуурын үзэл баримтлал ба Улсын дээд шүүхийн чиг үүрэг: Хууль хэрэглээний нэгдмэл байдлыг хангах арга хэрэгсэл болох нь” (2021), 5 дахь тал.

(10) Rimvydas Norkus, The Filtering of Appeals to the Supreme Courts, 2015, 7–8

(11) Шүүхийн Ерөнхий Зөвлөл, “Монгол Улсын Шүүхийн тайлан 2018 он” 2019, 216–217 дахь тал, Шүүхийн Ерөнхий Зөвлөл, “Монгол Улсын Шүүхийн тайлан 2019 он” 2020, 216–217 дахь тал, Шүүхийн Ерөнхий Зөвлөл, “Монгол Улсын Шүүхийн тайлан 2020 он” 2021, 195–196 дахь тал,

(12) З.Ганзориг, Б.Төрбат, М.Маралмаа, Б.Мягмарсүрэн, Р.Оюундэлгэр “Хяналтын журмаар гаргах гомдолд үндэслэл тогтоо зохицуулалтын хэрэглээ, дүн шинжилгээ /Захиргааны хэрэг маргааны жишээн дээр/”, Шүүхийн шийдвэрийн судалгаа, Цуврал №14, 2024 он, 112 дахь тал.

(13) МУҮХЦД (2023) №02, “Монгол Улсын шүүхийн тухай хууль, Захиргааны хэрэг шүүхэд хянан шийдвэрлэх тухай хууль, Эрүүгийн хэрэг хянан шийдвэрлэх тухай хууль, Иргэний хэрэг шүүхэд хянан шийдвэрлэх тухай хуулийн зарим заалт Монгол Улсын Үндсэн хуулийн холбогдо заалтыг зөрчсон эсэх маргааныг хянан шийдвэрлэсэн тухай”, <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=16759139714881>

(14) ХУУЛЬ ЗҮЙН БАЙНГЫН ХОРООНЫ 2023 оны 06 дугаар сарын 13-ны өдрийн ХУРАЛДААНЫ тэмдэглэл, 13 дахь тал, <https://www.parliament.mn/mn/30664/>

(15) ХУУЛЬ ЗҮЙН БАЙНГЫН ХОРООНЫ 2023 оны 06 дугаар сарын 13-ны өдрийн ХУРАЛДААНЫ тэмдэглэл, 15 дахь тал, <https://www.parliament.mn/mn/30664/>

(16) 最高裁 2023年 10月 16日 0068号決定、[https://shuukh.mn/single\\_case/3166?daterange=2023-01-01%20-%202024-09-01&id=3&court\\_cat=3&bb=1](https://shuukh.mn/single_case/3166?daterange=2023-01-01%20-%202024-09-01&id=3&court_cat=3&bb=1)

(17) 最高裁 2023年 10月 30日 0080号判決、[https://shuukh.mn/single\\_case/3178?daterange=2023-01-01%20-%202024-09-01&id=3&court\\_cat=3&bb=1](https://shuukh.mn/single_case/3178?daterange=2023-01-01%20-%202024-09-01&id=3&court_cat=3&bb=1)

(18) 最高裁 2023年 10月 23日 0074号決定、[https://shuukh.mn/single\\_case/3172?daterange=2023-01-01%20-%202024-09-01&id=3&court\\_cat=3&bb=1](https://shuukh.mn/single_case/3172?daterange=2023-01-01%20-%202024-09-01&id=3&court_cat=3&bb=1)

モンゴルの最高裁判所に対する上告事由である「法学における新しい概念若しくは法令解釈の統一化において基本的重要性を持つ」という概念に関する考察

- (19) Rimvydas Norkus, The Filtering of Appeals to the Supreme Courts, 2015, 7-8
- (20) Prutting, Die Zulassung der Revision (1977), S. 241ff; Baumbach/ Lauterbach/ Albers, 53. Aufl., Rdnr. 15; AK-Ankermann Rdnr.7; Stein-Jonas-Grunsky, 21. Aufl.,Rdnr.2.
- (21) Prutting, Die Zulassung der Revision (1977), 241ff; Baumbach/ Lauterbach/ Albers, 53. Aufl., rdnr. 15; AK-Ankermann Rdnr.7; Stein-Jonas-Grunsky, 21. Aufl.,Rdnr.37.
- (22) BGHZ 2, 396, 397; BGH BB 1978, 1964.
- (23) 日本国憲法（昭和二十一年憲法）。
- (24) 芦部信喜『憲法（第5版）』（岩波書店、2014年）337頁。
- (25) 裁判所法80条。
- (26) 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）。
- (27) 法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』（商事法務研究会、1996年）341頁。
- (28) 法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』（商事法務研究会、1996年）346頁。
- (29) 小柳誠「最高裁不受理事件の意義とその影響」税務大学校論叢第88号平成29年6月、279頁。
- (30) 賀集唱ほか編『基本法コメントタール〔第3版追補版〕民事訴訟法3』〔上野泰男〕（日本評論社、2012年）79頁。
- (31) 法務省民事局参事官室編の『一問一答新民事訴訟法』（1996年）354頁。
- (32) 小室直人・上訴制度の研究（1961年）157頁。
- (33) 平賀健太「民事訴訟法及び裁判所法の一部改正について」法時26巻5号（1954年）17頁。
- (34) 平賀健太・前傾注(33)17頁。
- (35) 三宅省三「最高裁判所の役割の変化」三宅省三ほか編・新民事訴訟法大系理論と実務第4巻（1997年）75頁。
- (36) 片野三郎「最高裁判所における上告」3頁。
- (37) 藤田宙靖『最高裁回想録－学者判事の七年半－』（有斐閣、2012年）139頁。
- (38) 藤田宙靖『最高裁回想録－学者判事の七年半－』（有斐閣、2012年）139頁。
- (39) 藤田宙靖『最高裁回想録－学者判事の七年半－』（有斐閣、2012年）141頁。